

【国民健康保険料】新型コロナウイルス感染症の影響による減免のフロー

はい → いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した

特例要綱第2条第1項第1号

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が
死亡し、または重篤な傷病を負った。

特例要綱第2条第1項第2号

世帯の主たる生計維持者の
(ア) 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が
前年と比べて10分の3以上減少する見込みである。

(イ) 世帯の主たる生計維持者の
前年の所得の合計額が1,000万円以下である。

(ウ) 上記(ア)の収入にかかる所得以外の所得の
合計額が400万円以下である。

会社都合の離職をし、
雇用保険から失業給付
を受ける。

会社都合の離職をし、
雇用保険から失業給付
を受ける。

(新型コロナ関連減免の対象)

申請により
全額を免除

申請により
一部を減額

届出により
非自発的の失業者にかかる軽減制度
により保険料が軽減されます。

対象外

※ 上記は簡易な判定フローのため、詳細（対象・計算方法等）については、お問い合わせください。